

## 卒園児の優先的受入れに係る連携協力に関する協定書（例）に関する説明、注意事項等

本ひな型は、ガイドラインに基づき作成した例となります。実際に締結する協定書の内容、規定ぶりについては、締結する当事者間で、ガイドラインと本ひな型を参考に協議の上、決定してください。

### 卒園児の優先的受入れに係る連携協力に関する協定書（例）

〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と●●●●（以下、「乙」という。）は、甲が運営する〇〇〇保育園及び乙が運営する●●●●保育園との間において、船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年船橋市条例第12号）第3条の規定によりその例によることとされる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第6条第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力について、次のとおり協定を締結するものとする。

（対象となる施設及び事業の概要）

第1条 対象となる施設及び事業は以下のとおりとする。

甲の運営する施設（以下、「甲施設」という。）

- 1 名称 〇〇〇園
- 2 所在地 船橋市〇〇町〇丁目〇番〇号
- 3 施設類型 例) 保育所

乙の運営する事業（以下、「乙事業」という。）

- 1 名称 ●●●園
- 2 所在地 船橋市●●町●丁目●番●号
- 3 事業類型 例) 小規模保育事業

（卒園児の優先的利用枠）

第2条 **甲施設の施設類型により、次のいずれかのように規定**

#### <幼稚園の場合>

- 第2条 甲は、乙事業の卒園児（●月●日現在において乙事業に在籍する児童で、翌3月末日に卒園を予定する児童をいう。以下同じ。）が、甲施設を就学前まで利用することができる枠（以下、「優先的利用枠」という。）を毎年度（最低●名分 or ●名分以上）確保する。
- 2 甲は、毎年●月末までに前項で定めた優先的利用枠の人数もしくはそれ以上の受入れ可能人数を乙へ報告する。
  - 3 乙は、毎年●月末までに甲施設への入園を希望する卒園児の数を調査し、甲へ報告する。
  - 4 甲は、前項の報告に対し、翌年度4月の受け入れに係る優先的利用枠の人数を確定し、その後の人数の変更は、原則として行わないものとする。ただし、乙から報告を受けた以上に、甲施設が受け入れ可能と判断した場合は、この限りでない。
  - 5 甲は、乙事業の卒園児の保護者が優先的利用枠に基づき、甲施設への入園を希望した場合には、あらかじめ明示した選考基準により、利用を決定し、●月末日までに保護者に通知する。

### 【説明、注意事項等】

#### 冒頭部分

本ひな型は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第6条第1項第3号の『卒園児の優先的受入れ』に係る連携協力に関する協定を締結することを想定したものです。また、令和5年4月から本市の条例は府令を委任する方式としていることから、「条例第3条の規定によりその例によることとされる府令第6条第7条第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力」と明記しています。同条第1項第1号の「保育内容の支援」、第2号の「代替保育の提供」に係る連携協力など複数の連携項目を合わせて一つの協定書で締結することも可能ですが、その場合は、「条例第3条の規定によりその例によることとされる府令第6条第1項第1号から第3号に掲げる事項に係る連携協力について」など、締結する内容に応じて規定してください。

#### 第2条

優先的利用枠を設定する甲施設の種別に応じて、左記を参考に規定してください。

なお、いずれの施設の場合でも、「優先的利用枠」は、「最低●名分」あるいは、「●名分以上」のように最低人数を規定してください。（確定的に「●名分」と規定することも可能です。ただし、甲施設が、保育所または認定こども園であり、2号定員で優先的利用枠を設定する場合、確定的に規定した人数より多く優先受入れをしたいといったときには、市が利用を調整するにあたり、協定の変更を求める場合があります。

最大●名分、●名分以下といったように、最大人数を規定して、確実に確保される最低人数が判然としない表現は避けてください。

#### <不適切な例>

「原則3人以上確保する。ただし、毎年の在園児の入所状況により、3人を下回る場合がある。」

### <保育所の場合>

- 第2条 甲は、乙事業の卒園児（船橋市が定める基準日に乙事業に在籍する児童で、翌3月末日に卒園を予定する児童をいう。以下同じ。）が、甲施設において、優先的に保育を利用することができる枠（以下、「優先的利用枠」という。）を毎年度（最低●名分 or ●名分以上）確保する。
- 2 甲及び乙は、乙事業の卒園児の保護者が、前項の優先的利用枠の利用を希望した場合の利用の調整を船橋市に一任する。

### <認定こども園（1号定員）の場合>

- 第2条 甲は、乙事業の卒園児（●月●日現在において乙事業に在籍する児童で、翌3月末日に卒園を予定する児童をいう。以下同じ。）が、甲施設を就学前まで利用することができる枠（以下、「優先的利用枠」という。）を1号定員において、毎年度（最低●名分 or ●名分以上）確保する。
- 2 甲は、毎年●月末までに前項で定めた優先的利用枠の人数もしくはそれ以上の受入れ可能人数を乙へ報告する。
- 3 乙は、毎年●月末までに甲施設への入園を希望する卒園児の数を調査し、甲へ報告する。
- 4 甲は、前項の報告に対し、翌年度4月の受け入れに係る優先的利用枠の人数を確定し、その後の人数の変更は、原則として行わないものとする。ただし、乙から報告を受けた以上に、甲施設が受け入れ可能と判断した場合は、この限りでない。
- 5 甲は、乙事業の卒園児の保護者が優先的利用枠に基づき、甲施設への入園を希望した場合には、あらかじめ明示した選考基準により、利用を決定し、●月末までに保護者に通知する。

### <認定こども園（2号定員）の場合>

- 第2条 甲は、乙事業の卒園児（船橋市が定める基準日に乙事業に在籍する児童で、翌3月末日に卒園を予定する児童をいう。以下同じ。）が、甲施設において、優先的に保育を利用することができる枠（以下、「優先的利用枠」という。）を2号定員において、毎年度（最低●名分 or ●名分以上）確保する。
- 2 甲及び乙は、乙事業の卒園児の保護者が、前項の優先的利用枠の利用を希望した場合の利用の調整を船橋市に一任する。

#### （甲及び乙の責務）

- 第3条 甲は、乙事業の卒園児の保護者が希望した場合には、前条第1項で定める優先的利用枠の人数の卒園児を甲施設で確実に受入れできるよう、毎年度受入れ体制を整えるものとする。
- 2 乙は、乙事業の利用を希望する保護者に対し、あらかじめ、本協定に基づく甲施設の優先的利用枠の人数及び優先的利用枠の利用に関して必要な事項について、船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和5年船橋市条例第11号）第3条の規定によりその例によることとされる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第38条の重要事項を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

#### （情報の提供等）

- 第4条 乙は、優先的利用枠の利用が決定した乙事業の卒園児を甲施設が円滑に受入れできるよう努めるものとし、甲施設の求めに応じて、当該卒園児の保育に必要な情報（当該卒園児の保護者に事前に同意を得たものに限る。）を提供するものとする。

認定こども園で優先的利用枠を設定する場合は、1号定員で設定するのか、2号定員で設定するのかを明確にし、それぞれの内容で規定する必要があります。

#### 第3条第2項

優先的利用枠を設ける側である甲施設として、あらかじめ、乙事業に入園を希望する保護者に対して周知しておきたい事項などがあれば、それを乙に伝え、乙が甲に代わり、乙事業の入園希望者に対して、重要事項説明書を通じて説明し、同意をとることを想定しています。

具体的な説明内容等については、当事者間で協議して決定してください。

(効力の期間)

第5条 本協定の効力は、締結した日より1年間とし、甲乙いずれかから特段の申し出がない場合を除き、更に1年間自動更新し、以後も同様とする。

2 甲乙いずれかの都合により、やむを得ず本協定を変更または解除する場合は、乙事業に在籍する児童及びその保護者に最大限配慮して、適用の時期その他の対応について、甲乙協議の上、決定するものとする。

(信義誠実の原則)

第6条 甲と乙は、この協定の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

(協議)

第7条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和\*\*年\*\*月\*\*日

甲 ◇◇市△△町□丁目□番□号  
(法人名) ○○○○  
(代表者職氏名) ○○ ○○ 印

乙 ◆◆市▲▲町■丁目■番■号  
(法人名) ●●●●  
(代表者職氏名) ●● ●● 印

第5条

ガイドライン4(3)のとおり、優先的利用枠の設定は、長期的な継続性が求められることから、一方的に変更や解除ができるような表現は避け、やむを得ず変更等が必要な場合にも、第2項にあるとおり、影響が最小限となるよう、適用時期等について、甲乙が協議できる内容とすることが求められます。